平成２９年（フ）第２８８１号
大阪府門真市野里町２番12号　シャルマン大和田パートⅡ203号
債務者　尾形嘉士夫
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８８７号
大阪市城東区野江３丁目27番７―202号
債務者　難波　正道
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２４号
奈良市東登美ケ丘２丁目12番11号
債務者　森島あかね（旧姓船山）
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１４５号
香川県高松市松島町３丁目８番20号
債務者　坂口　広美
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５７号
山口県山陽小野田市大字西高泊1103番地28
債務者　寺岡久仁夫
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第７６号
香川県丸亀市川西町北141番地１　城辰ハイツ102号
債務者　水野　紳一
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第４３９号
千葉市花見川区幕張町１丁目4051番地８
債務者　保﨑　　望
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４８３号
千葉県市川市曽谷５丁目６番２号（倉持方）
債務者　中田　寛之
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５７１号
千葉県市川市北方町４丁目1932番地６
債務者　菊池　麻美（旧姓宍倉）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５８１号
千葉県習志野市屋敷１丁目17番３―103号
債務者　井戸麻美子（旧姓久松）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５８９号
千葉市若葉区高品町464番地１　春日ハイツ105号
債務者　前田美郎ジョージ
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６０５号
千葉市中央区都町２丁目22番21号　都町マンション402号
債務者　今西　芳子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６２６号
千葉市花見川区幕張町４丁目５番地　ハイツストーンリーク102
債務者　阿部　　誠
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６３８号
千葉県八千代市八千代台西10丁目５番14号　フレグランスドエル90―202
債務者　浅野　敏正
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６５１号
千葉市花見川区浪花町11番地１　ゴールドサポート検見川
債務者　木村　一郎
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１９１号
岐阜市琴塚４丁目９番25号
債務者　伏見恵理子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２０９号
兵庫県姫路市香寺町香呂312番地
債務者　木村　　愛
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１６８号
奈良県天理市川原城町905番地２　コーポカサビアンカ105
債務者　久世　弘文
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
奈良地方裁判所